

令和3年度

高畠町空き家バンク補助金

補助内容	空き家所有者が、空き家の改修等(家屋の修繕・家財道具の運搬、廃棄・屋内の清掃等)を行う場合に、その経費の10分の1(上限50万円)を助成します。 (町内の施工業者を利用する場合に限る)
補助対象者	高畠町空き家バンクに物件を登録している者であって、町税等の滞納がないもの
補助対象空き家	① 高畠町空き家バンクに登録された物件 ② 補助対象者と空き家利用希望者との間で、賃貸契約又は売買契約がなされた物件
補助対象事業	① 台所、風呂及びトイレ等の修繕 ② 内装、屋根及び外壁等の修繕 ③ 家財道具等の運搬及び廃棄 ④ 屋内の清掃 ⑤ その他空き家利用希望者が居住するために必要な住宅の改修
補助金額	事業に要する費用の10分の1 50万円上限 (1,000円未満切捨)

※申請は着工前の申請となります。着工後の申請は補助対象外となります。

問い合わせ先 : 山形県高畠町建設課 建築住宅係

☎0238-52-4481

